

松戸市公設地方卸売市場業務条例の制定について

松戸市公設地方卸売市場業務条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の改正に伴い、卸売市場における取引の適正化を図るとともに、食品流通の合理化及び業務の効率化に対応するほか、所要の改正を行うため。

松戸市公設地方卸売市場業務条例

松戸市公設地方卸売市場業務条例（昭和58年松戸市条例第38号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第6条—第19条）

第2節 仲卸業者（第20条—第26条）

第3節 買受人（第27条—第29条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第30条—第45条）

第4章 市場において取り扱う物品の品質管理（第46条）

第5章 市場施設の使用（第47条—第55条）

第6章 監督（第56条—第59条）

第7章 雑則（第60条—第64条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、松戸市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）の設置及び卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第4項に規定する事項その他市場の管理運営に関する事項を定め、生鮮食料品等の取引の適正化及びその流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（市場の名称及び位置）

第2条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松戸市公設地方卸売市場南部市場	松戸市松戸新田30番地

（取扱品目）

第3条 市場の取扱品目は、次のとおりとする。

取扱品目の部類	取扱品目
青果部	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定める食料品

(開場の期日)

第4条 市場は、日曜日（1月5日及び12月27日から12月30日までの日曜日を除く。）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日から1月4日まで及び12月31日（以下これらを「休日」と総称する。）を除き、毎日開場するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、市場を休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

(開場時間等)

第5条 市場の開場時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 卸売業者（第7条第1項の規定により市長の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場時間の範囲内において規則で定める。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の数)

第6条 卸売業者の数は、1とする。

(卸売業務の許可)

第7条 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁錮^こ刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が市場の卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者が当該市場の仲卸業者又は仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (6) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち第1号から第3号まで及び前号のいずれかに該当する者がいるとき。
- (7) その許可をすることによって卸売業者の数が前条に定める数を超えることとなるとき。
- (8) 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その代表者、役員、その他当該業者に実質的に関与している者）が松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であるとき。

（卸売業務の許可証）

第8条 市長は、前条第1項の規定により許可をしたときは、規則で定める許可証を卸売業者に交付しなければならない。

2 卸売業者は、前項の許可証を滅失し、棄損し、又は汚損したときは、規則で定めるところにより、再交付を受けることができる。

（保証金の預託）

第9条 卸売業者は、市長から第7条第1項の許可を受けた日から起算して30日以内に、誓約書を添えて保証金を本市に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

（保証金の額）

第10条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、120万円以上1,600万円以下の範囲内において規則で定める。

2 前項の保証金は、有価証券をもって代用することができる。この場合における有価証券の種類及び価格については、規則で定める。

(保証金の追加預託)

第11条 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押えがあったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

3 第1項の規定による預託については、前条第2項の規定を準用する。

(保証金の充当)

第12条 市長は、卸売業者が使用料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項に規定する優先して弁済を受ける権利に優先して、保証金をこれに充てることができる。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した前項の保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するものとする。

(保証金の返還)

第13条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

(卸売業務の許可の取消し)

第14条 市長は、卸売業者が第7条第3項第1号から第6号まで若しくは第8号のいずれかに該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消

すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく第7条第1項の許可の通知を受けた日から起算して30日以内に第9条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がなく第7条第1項の許可の通知を受けた日から起算して30日以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がなく引き続き30日以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がなくその業務を適確に遂行しないとき。

(5) その他市長が適正な市場運営ができないと判断したとき。

3 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(名称変更等の届出)

第15条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。

(2) 商号を変更したとき。

(3) 法人である場合にあっては、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

(4) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第16条 卸売業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ

ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。) の作成をもって、当該事業報告書の作成に代えることができる。

(事業報告書の閲覧)

第17条 卸売業者は、前条の規定による事業報告書の提出を行ったときは、速やかに、同条の事業報告書(規則で定める部分に限る。)の写しを作成し、規則で定めるところにより、閲覧させるものとする。

2 前項の事業報告書の写しについては、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、当該写しの作成に代えることができる。この場合における前項及び次項の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該写しとみなす。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して卸売のための販売又は販売の委託をした者(見込みがある者も含む。)から、第1項の事業報告書の写しを閲覧(当該写しがその作成に代えて電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項の内容を規則で定める方法により表示したものの閲覧をいう。)したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(卸売業務の廃止の届出)

第18条 卸売業者は、第7条第1項に規定する許可に係る卸売の業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(せり人の届出)

第19条 卸売業者は、市場において行う卸売のせり人を定めた場合は、その者について規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 卸売業者が定める前項のせり人は、せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有している者でなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の数の最高限度)

第20条 仲卸業者（次条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務（市長が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）の数の最高限度は、22とする。
（仲卸業務の許可）

第21条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁錮刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者が当該市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (6) 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち第1号から第3号まで及び前号のいずれかに該当する者があるとき。
- (7) 仲卸しの業務の事業計画が適切でないとき。
- (8) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。
- (9) 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その代表者、役員、その他当該業者に実質的に関与している者）が松戸市暴力団排除条例第2条第

3号に規定する暴力団員等であるとき。

(保証金の預託)

第22条 仲卸業者は、市長から前条第1項の許可を受けた日から起算して30日以内に、誓約書を添えて保証金を本市に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第23条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、50万円以上100万円以下の範囲内において規則で定める。

2 第10条第2項及び第11条から第13条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(仲卸業務の許可の取消し)

第24条 市長は、仲卸業者が第21条第3項第1号から第6号まで若しくは第9号のいずれかに該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく第21条第1項の許可の通知を受けた日から起算して30日以内に第22条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がなく第21条第1項の許可の通知を受けた日から起算して30日以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がなく引き続き30日以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がなくその業務を適確に遂行しないとき。

(5) その他市長が適正な市場運営ができないと判断したとき。

3 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(名称変更及び廃止等の届出)

第25条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。
- (2) 商号を変更したとき。
- (3) 法人である場合にあっては、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。
- (4) 仲卸しの業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告)

第26条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日現在における事業内容をその日から起算して90日以内に市長に報告しなければならない。

- (1) 法人である仲卸業者 毎事業年度の末日
- (2) 個人である仲卸業者 毎年12月31日

第3節 買受人

(買受人の承認)

第27条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

- (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が第29条又は第58条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(4) 申請者が当該申請に係る市場の取扱品目の部類に属する当該市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

(5) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その代表者、役員、その他当該事業に実質的に関与している者）が松戸市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等であるとき。

（名称変更及び廃止等の届出）

第28条 前条第1項の承認を受けた者（以下「買受人」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。

(2) 商号を変更したとき。

(3) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

2 買受人が死亡し、又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（買受人の承認の取消し）

第29条 市長は、買受人が第27条第3項第1号及び第3号から第5号までのいずれかに該当することとなったとき又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

第3章 売買取引及び決済の方法

（売買取引の原則）

第30条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

（売買取引の方法）

第31条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

(1) 別表第1に掲げる物品 毎開場日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分につ

いてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引

(2) 別表第1に掲げる物品以外の物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 卸売業者は、前項第1号に掲げる物品（規則で定める割合に相当する部分に限る。）については、規則で定める場合であって、せり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であるときは、相対取引の方法によることができる。

3 卸売業者は、第1項各号に掲げる物品（同項第1号に掲げる物品にあつては、規則で定める割合に相当する部分を除く。）については、次に掲げる場合であつて市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

(1) 当該市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 当該市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合
（差別的取扱いの禁止等）

第32条 市長は、市場における業務に関し、出荷者又は卸売業者、仲卸業者、買受人若しくはその他の市場において売買取引を行う者等の取引参加者に対して、差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者、買受人若しくはその他の市場において売買取引を行う者等の取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

3 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

（卸売の相手方の制限）

第33条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、特別な事情がある場合であつて、当該市場の仲卸業者及び買受人の買受けを不当に制限することにならないものとして、規則で定める要件を満たすときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により卸売を行った卸売業者は、規則で定めるところにより、届出書を市長に提出しなければならない。

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第34条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規則で定める要件に該当し、取引を行った卸売業者は、規則で定めるところにより、届出書を市長に提出しなければならない。

(受託契約約款)

第35条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めることができる。

2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときは、遅滞なく関係者に周知しなければならない。

(売買取引の条件の公表)

第36条 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払日及び支払方法

(6) 奨励金等の種類、内容及びその額

(販売前における受託物品の検収)

第37条 卸売業者は、受託物品（卸売をする物品のうち、当該市場外で引渡しをする受託物品を除く。以下この項において同じ。）の受領に当たっては、検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の確認を受け、その結果を物

品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会い、その承諾を得られたときは、この限りでない。

2 卸売業者は、卸売をする物品のうち、当該市場外で引渡しをする受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にし、当該物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書に規定する場合を除き、前2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(卸売物品の仲卸業者又は買受人の明示及び引取り)

第38条 卸売業者は、卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は買受人が明らかになるよう措置しなければならない。

2 仲卸業者又は買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

3 卸売業者は、仲卸業者又は買受人が前項の物品の引取りを怠ったと認めるときは、仲卸業者又は買受人の費用で当該物品を保管し、又は当該物品の引取りを催告した後、他の者に卸売をすることができる。

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格が当該物品の引取りを怠った仲卸業者又は買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は買受人に請求することができる。

(仲卸業者の業務の規制)

第39条 仲卸業者は、第21条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、第21条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。

ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であって当該市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であって規則で定める要件に該当するときは、この限りでない。

3 前項の規則で定める要件に該当し、取引を行った仲卸業者は、規則で定めるところにより、届出書を市長に提出しなければならない。

(売買取引の制限)

第40条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。
- (2) 不当な価格を生じたとき又は生ずるおそれがあると認めるとき。

2 卸売業者、仲卸業者又は買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。

- (1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。
- (2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第41条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(市況及び卸売数量等の報告)

第42条 卸売業者は、毎月20日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び金額を市長に報告しなければならない。

(卸売予定数量等の公表)

第43条 市長及び卸売業者は、規則で定める時刻までに、次に掲げる事項に

ついて、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) その日の主要な品目の卸売予定数量

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格

2 卸売業者は、前項に定める事項のほか、次に掲げる事項についても、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額

(2) 奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの
交付額

(決済の方法)

第44条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日から起算して3日以内に、売買仕切書の送付及び代金（受託物品の卸売金額から控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となるべき費用（消費税額及び地方消費税額を含む。）を控除した金額とする。）を支払わなければならない。

2 卸売業者は、出荷者から生鮮食料品等を買受けたときは、その引渡しを受けた日から起算して3日以内に、代金（消費税額及び地方消費税額を含む。次項から第6項までにおいて同じ。）を支払わなければならない。

3 仲卸業者及び買受人は、卸売業者から買受けた物品の引渡しを受けた日から起算して3日以内に代金を支払わなければならない。

4 卸売業者から物品を買受けた者（仲卸業者及び買受人を除く。）は、卸売業者に対し、物品の引渡しを受けた日から起算して3日以内に代金を支払わなければならない。

5 仲卸業者は、市場の卸売業者以外の者から販売のための生鮮食料品等を買入れた場合は、その引渡しを受けた日から起算して3日以内に代金を支払わなければならない。

6 仲卸業者から物品を買受けた者は、物品の引渡しを受けた日から起算して3日以内に代金を支払わなければならない。

7 市場における売買取引の支払方法は、送金又は現金によるものとする。

8 前各項の規定は、代金の支払に関し、特約を交わすことを妨げない。

(卸売代金の変更の禁止)

第45条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。

ただし、市長が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

第4章 市場において取り扱う物品の品質管理

(品質管理の方法)

第46条 市長は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、市場において取り扱う物品の品質管理の方法を規則で定めるものとする。

2 卸売業者、仲卸業者及び買受人は、前項の規定により規則で定める品質管理の方法に従わなければならない。

第5章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第47条 卸売業者及び仲卸業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。

(用途変更、転貸等の禁止)

第48条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。

(原状変更の禁止等)

第49条 使用者は、市長の承認を受けずに建築、造作、模様替えその他の方法により市場施設の原状を変更してはならない。

2 使用者が市長の承認を受けて建築、造作、模様替えその他の方法により市場施設の原状を変更したときは、市長は、使用者に対し返還の際、原状回復

又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(施設の返還)

第50条 使用者の死亡、解散、廃業、業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第51条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止、使用条件の変更その他の必要な措置を命ずることができる。

(補修命令等)

第52条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対して、その補修又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(使用料等)

第53条 市場使用料(以下「使用料」という。)は、別表第2に定めるところにより算出した額(第3項の規定により日割計算する場合にあつては、日割計算した額)に100分の110を乗じて得た額とする。

2 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用で市長の指定するものは、使用者の負担とする。

3 使用の指定又は取消しが月の中途でなされた場合の使用料は、日割によって計算する。

4 使用者は、使用の有無にかかわらず使用料を納期限までに納付しなければならない。

(延滞金)

第54条 市長は、使用料について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、当該金額に納期限の翌日から納付の日

までの期間の日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収することができる。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 市長は、使用料を納期限後に納付する者が、納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、第1項に規定する延滞金を減免することができる。

（使用料の減免）

第55条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により第51条の規定による使用停止の期間が引き続き3日以上にわたったとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により市場施設を使用できないことが引き続き3日以上にわたったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が特別の理由があると認めたとき。

第6章 監督

（報告及び検査）

第56条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者又は仲卸業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員に卸売業者又は仲卸業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第57条 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務若しくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じ、又は当該卸売業者が支配関係を持つ法人の業務若しくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 市長は、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第58条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、又は第7条第1項の許可を取り消し、若しくは6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、又は第21条第1項の許可を取り消し、若しくは6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 市長は、買受人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、又は第27条第1項の承認を取り消し、若しくは6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ず

ることができる。

- 4 卸売業者、仲卸業者又は買受人について、これらの者の代表者、代理人又は使用人がこれらの者の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者又は買受人に対しても前3項の規定を適用する。

(指導等の措置)

第59条 市長は、第56条及び第57条に定める事項のほか、必要な限度において、出荷者、卸売業者、仲卸業者、買受人その他の市場において売買取引を行う者等の取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置を執ることができる。

第7章 雑則

(無許可営業の禁止)

第60条 卸売業者及び仲卸業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入等に対する指示)

第61条 市場への出入、市場施設の使用並びに物品の搬入、搬出及び市場内における運搬については、市長の指示に従わなければならない。

- 2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用並びに物品の搬入、搬出及び市場内における運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第62条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

- 2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認

めるときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(許可等の条件)

第63条 市長は、この条例の規定により許可、承認又は指定をする場合には、必要な条件を付することができる。

2 前項の条件は、許可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り付するものとする。

(委任)

第64条 この条例に定めるもののほか、市場の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(卸売業務の許可に関する準備行為)

2 第7条第1項の規定による卸売業務の許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 施行日前に改正前の松戸市公設地方卸売市場業務条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 施行日前に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法第65条第1項又は第2項の規定により同法第58条の許可を取り消された者は、第14条第1項若しくは第2項又は第58条第1項の規定により第7条第1項の許可を取り消されたものとみなす。

(松戸市公設地方卸売市場運営審議会条例の一部改正)

5 松戸市公設地方卸売市場運営審議会条例（昭和55年松戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の各号」を削り、同項第2号中「昭和58年松戸市条例第38号。以下「条例」という。」を「令和2年松戸市条例第 号」に改め、同項第3号中「条例第28条第4項、第31条第1項第2号イ、第34条第1項第3号及び第40条第2項第2号イに規定する意見に関することその他」を削る。

別表第1（第31条関係）

種別	品目
1	個 ^{せん} 撰品の一般野菜類及び促成野菜類
2	個 ^{せん} 撰品の果実類

別表第2（第53条関係）

施設の名称	使用料の額（月額）
卸売場	卸売金額（消費税額及び地方消費税額を含まない額とする。）に1,000分の3.5の範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額及び1平方メートルにつき160円とする。
仲卸売場	1平方メートルにつき4,091円とする。

備考

- 1 この表の卸売金額に応じた使用料の額及び売場面積に応じた使用料の単価に当該売場面積を乗じて得た額のそれぞれに100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 仲卸売場の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。